

男女共同参画事業の概要について

1. 男女共同参画社会とは

▼ 男女共同参画社会基本法 第2条

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

▼ 八戸市男女共同参画基本条例 前文

男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を發揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会

2. これまでの取組み

(1) 条例の制定

○八戸市男女共同参画基本条例（平成13年9月27日公布、平成13年10月1日施行）

▼ 八戸市の男女共同参画の推進に係る基本理念等を定めた条例を制定

【基本理念】

- 1 男女の人権の尊重と、能力が發揮できる機会均等の確保
- 2 固定的な役割分担意識等に基づく制度・慣行の影響の排除
- 3 方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と社会活動等との両立
- 5 男女のからだの違いの理解と、生涯を通じた健康づくりの推進

(2) はちのへ男女共同参画都市宣言

▼ 平成13年、6月市議会において「男女共同参画都市宣言に関する決議」を全会一致で採択し、同年10月、市内外に向け「男女共同参画都市」を宣言

※宣言文については、「第3次男女共同参画基本計画」表紙裏参照

(3) 男女共同参画基本計画の策定

▼ 男女共同参画社会実現に向けた指針となる行動計画の策定

- 平成 8 年度 「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン
(第 1 次八戸市男女共同参画基本計画)」策定
 - ・ 計画期間…平成 9 年度～平成 17 年度 (平成 12 年度に 5 年延長)
 - ※ 平成 13 年の基本条例施行により、同プランを「八戸市男女共同参画基本計画」に位置付け

- 平成 17 年度 「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006
(第 2 次八戸市男女共同参画基本計画)」策定
 - ・ 計画期間…平成 18 年度～平成 23 年度
(前期実施計画：平成 18～20 年度 後期実施計画：平成 21～23 年度)

- 平成 23 年度 「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画
(男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2012)」策定
 - ・ 計画期間…平成 24 年度～平成 28 年度



※概要については、
「資料 3」のとおり

(4) これまでの主な施策

▼ 「男女共同参画基本条例」、「基本計画」に基づき、全庁で各種施策を実施

- ① 意識啓発の推進(講演会、研修会、情報誌等)
 - ・ 男女共同参画に対する基本的な理解の促進
 - ・ 性別による固定的役割分担意識の払しょくに向けた意識啓発
 - ・ 男女間の暴力防止の啓発 など

- ② 女性人材の育成・活用
 - ・ 審議会などの附属機関や職場などで活躍できる人材の育成
 - ・ 附属機関等における女性の活用の促進 など

- ③ 職場における意識啓発
 - ・ 男女の雇用機会均等・待遇平等に関する周知
 - ・ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 PR など

- ④ 子育て支援の充実
 - ・ 保育事業の充実
 - ・ 放課後児童育成事業の充実 など

- ⑤ 健康づくりの促進
 - ・ 女性専門外来の設置
 - ・ 思春期健康教室の開催 など